

資料④－２

熊本市特別支援学校等教科用図書選定委員会の運営に関し、必要な事項を定める件（案）について〔令和２年（２０２０年）６月３日 熊本市特別支援学校等教科用図書選定委員長決定〕

熊本市特別支援学校等教科用図書選定委員会設置要綱〔平成３１年４月１日制定〕第９条の規定に基づき、熊本市特別支援学校等教科用図書選定委員会の運営に関し、必要な事項を定める件を次のように定める。

（書面開催）

- 第１条 委員長は、やむをえない理由により会議を開けない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって熊本市特別支援学校等教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という）の議決とすることができる。
- ２ 前項の規定にかかわらず、選定委員会の委員（以下「委員」という）の過半数からの書面による回答が得られなければ、選定委員会の議決とすることができない。
 - ３ 熊本市特別支援学校等教科用図書選定委員会設置要綱（平成３１年４月１日制定。以下「要綱」という）第６条第４項の規程は、第１項の議決について準用する。この場合において、要項第６条第４項中に「出席した」とあるのは「書面により回答した」と読み替えるものとする。
 - ４ 第１項の規程により議決を行った場合、委員長はその結果を書面により委員に報告するとともに、次の選定委員会において報告するものとする。

附 則 この決定は、令和２年（２０２０年）６月３日から施行する。